



# 文部科学省における 性犯罪・性暴力対策への取組

令和5年 6月27日

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

# 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日  
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

## 経緯

令和2年6月11日

### 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

## これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
  - 再犯防止プログラムの拡充
  - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
  - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

## 性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。  
「**相手の同意のない性的な行為は性暴力である**」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画基本計画の目標年度

### 【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

### 【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- **わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止**  
（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

### 【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次的被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- **ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化**
- **学校等で相談を受ける体制の強化**

### 【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- **ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実**  
（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（困難女性支援法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

### 【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- **発達段階に応じた教育・啓発活動**（生命（いのち）の安全教育の推進）
- **社会全体への啓発**（若年層の性暴力被害予防月間 等）

### 【6 新たな課題等への対応】

- **AV出演被害の防止及び被害の救済**  
（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- **インターネット上の性暴力等への対応**  
（違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- **痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行**
- **被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止**

➔ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

## による教育相談体制の充実

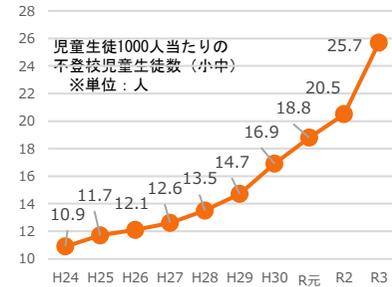
令和5年度予算額  
(前年度予算額)

82億円  
77億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



### スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額：5,889百万円(前年度予算額：5,581百万円)

#### 補助制度

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



#### 求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

#### 基盤となる配置

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置(27,500校)
- ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算

⇒重点配置の活用により、**週1回8時間(終日)以上の配置も可能**

#### 重点配置等

##### いじめ 不登校

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,900校**(←2,000校)  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

##### 虐待 貧困

- **虐待対策**のための重点配置：**2,000校**(←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置：**2,300校**(←1,900校)

##### 質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

### スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額：2,313百万円(前年度予算額：2,132百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置(10,000中学校区)
- ✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算

⇒重点配置の活用により、**週2回や週3回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**3,000校**(←2,000校)  
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**2,500校**(←2,000校)
- **貧困対策**のための重点配置：**3,500校**(←2,900校)  
※**ヤングケアラー支援のための配置を含む**

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

#### オンライン活用拠点

- **オンラインカウンセリング**活用のための配置：**67箇所**(新規)

- **オンラインを活用した支援**のための配置：**67箇所**(新規)

# 「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

## 教材・指導の手引き等の内容

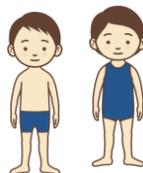
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

### （教材の主な内容）



#### 【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



#### 【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



#### 【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



#### 【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

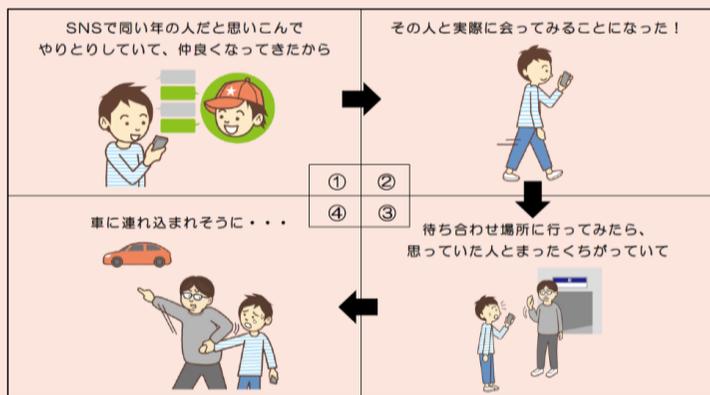


みずぎでかくれるところは  
じぶんだけの  
だいじなところだからだよ



## SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は  
本当に信らいしていい人なのかな？



## 性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？



親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

## 性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大切です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。



SNS等を通じた被害を例にすると・・・

- 自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない
- 相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない
- 誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう



# 児童生徒等に性暴力等を行った教員に対する厳正な対応について

## 1. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の成立

- 令和3年3月に立ち上げられた「与党わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチーム」（座長：馳浩議員(自民)・浮島智子議員(公明)）において立案された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が、同年5月、第204回国会に5派共同提案で提出、衆参両院とも全会一致で可決し、6月4日に公布。令和4年4月1日（データベース関係の規定は令和5年4月1日）より施行。
- 本法では、①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止（教育職員・児童生徒に対する啓発等）、②教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見・対処（調査・通報等）、③教員採用権者による特定免許状失効者等（※）データベースの活用義務、④特定免許状失効者等に対する免許状再授与に関する授与権者（都道府県教委）の裁量的拒絶権等について規定。
- （※）「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等となった者をいう。

## 2. 文部科学省における主な具体的対応策

- 法に基づき令和4年3月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（文部科学大臣決定）を策定。児童生徒性暴力等の定義、児童生徒性暴力等の早期発見・対処の具体的運用、特定免許状失効者等への免許状再授与時の厳格な審査の在り方等について記載。
- 各都道府県教委等における厳格な採用に資するため、過去40年間の情報を掲載する官報情報検索ツール（採用権者が、採用候補者の免許失効歴の有無を確認できるツール）を提供。更に、令和4年度に特定免許状失効者等データベースを整備（令和3年度補正予算：10.2億円の内数）。
- 児童生徒への性暴力等があった場合には原則として懲戒免職とすることと告発の徹底をこれまでも各教育委員会に対して求めてきたところ、令和2年9月時点で、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、児童生徒へ性暴力等を行った教員は原則懲戒免職とする旨の規定が整備。
- 令和4年6月に、学校関係者等において児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため、末松文部科学大臣や専門家が出演する啓発動画（①～③）を制作・公表。教育委員会や大学などに通知し、教育職員等の研修や教職課程を履修する学生への授業等における積極的な活用を要請。
- 各都道府県・市町村教育委員会における児童生徒性暴力等の防止等に関する研修・啓発や早期発見のための定期的な調査、事案発生時の調査の取組状況等について調査・指導助言等を行い、得られた知見から、令和5年3月に事例集や研修用動画（④）を作成。

### ①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について（冒頭メッセージ：末松信介 文部科学大臣、説明：藤原章夫 総合教育政策局長）



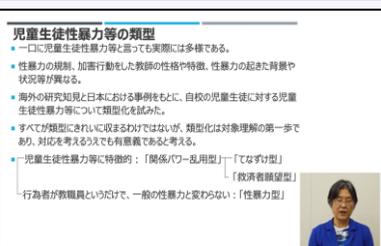
「児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせない」という断固たる決意で

文部科学大臣

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 主なポイント
1. 児童生徒性暴力等の定義
2. 児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組
3. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの学校・教育委員会等の対応
4. 特定免許状失効者等に係るデータベース
5. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査



### ②児童生徒性暴力等の特徴について（講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授）



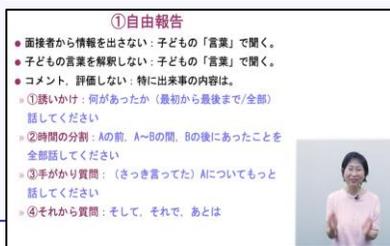
児童生徒性暴力等の類型

- 一口に児童生徒性暴力等と言っても実際には多様である。
- 性暴力の規制、加害行動をした教師の性格や特徴、性暴力の起きた経緯や状況等が異なる。
- 海外の研究知見と日本における事例をもとに、自校の児童生徒に対する児童生徒性暴力等について類型化を試みた。
- すべての類型にきれては取まるわけではないが、類型化は対象理解の第一歩であり、対応を考えるうえで有意義であるとする。
- 児童生徒性暴力等に特徴的：「関係(パワー)乱用型」「てなずび型」「救済者陥穽型」

行為者が教職員というだけで、一般の性暴力と変わらない「性暴力型」



### ③事実調査のための面接－司法面接を参考に－（講師：仲真紀子 北海道大学名誉教授）



①自由報告

- 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で聞く。
- 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で聞く。
- コメント、評価しない：特に出来事の内容は。

①問いかけ：何があったか（最初から最後まで/全部）  
話してください

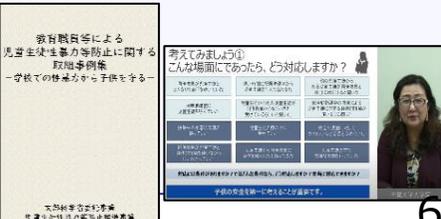
②時間の分割：Aの前、A～Bの間、Bの後にあったことを全部話してください

③手がかり質問：（さっき言った）Aについてもっと話してください

④それから質問：そして、それで、あとは



### ④教育委員会等における取組事例集・教育職員向け研修用動画（講師：上谷さくら 弁護士、藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授 後藤弘子 千葉大学大学院教授）



教育職員等による児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集

一学校での働き方から子供まで

「勇気を出して話そう」といふ場面であれば、どう対応しますか？



## 骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

## 定義（ポイント）

**児童生徒等**：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

**教育職員等**：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

**特定免許状失効者等**：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

### 児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
  - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
  - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。  
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

### 防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
  - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
  - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
  - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
  - ・ 教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
  - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

### 早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
  - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
  - ・ 相談を受けた者は学校又は**学校の設置者へ通報**（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
  - ・ 学校は通報等があれば**学校の設置者へ直ちに通報**（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
  - ・ 報告を受けた**学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施**
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
  - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

### 教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
  - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
  - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
  - ・ 都道府県教委に設置
  - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

## 附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

# 特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等が原因で教員免許状が失効等した者）データベース



文部科学省

## 経緯

・議員立法である「**教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」が令和3年5月に全会一致で可決、成立。データベース関連以外は令和4年4月1日、**データベース関連は令和5年4月1日施行**。

・同法第15条に基づき、特定免許状失効者等（**児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げとなった者**）に関するデータベースを整備。教育職員等を**任命・雇用しようとするときは、データベースの活用義務**が発生（同法第7条第1項）

※教育職員等…高等学校以下の教員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舍指導員

※保育士についても、令和4年の児童福祉法改正により、教員と同様の仕組みを導入。

## 内容

### データベースに登録される者

**教員免許保有者のうち、児童生徒等性暴力等を行ったことにより、**

- ・ 学校を懲戒免職・解雇となり、免許状が失効・取上げとなった者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、免許状が失効した者
- ・ 法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められ、免許状が取上げとなった者（児童生徒等性暴力等を行った際に、現職でない者についても適用。）

### データベースに登録を行う者

都道府県教育委員会

※構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市町村教育委員会も含む

### データベースを活用する者

教育職員等を任命又は雇用しようとする者（教育委員会、学校法人、国立大学法人等）

### 主な記録内容

氏名、本籍地、生年月日

免許状の番号、授与権者、失効年月日、官報公告日

該当事由（例）教育職員免許法第10条第1項第1号

（禁錮以上の刑等による失効）

原因事実※（例）教員性暴力等防止法第2条第3項第2号相当

※原因事実は、教員性暴力等防止法第2条第3項に列記された事項を選択。

第1号…性交、第2号…性交以外のわいせつ、第3号…児童ポルノ製造、所持、配布等、

第4号イ…身体接触、第4号ロ…盗撮、第5号…悪質なセクハラ

※データベースには、当面少なくとも40年間分のデータを記録。

### 主な安全管理措置

- ・ 法第7条の規定により、「**教育職員等を任命し、又は雇用しようとするとき**」に限り、検索が可能。検索対象も、採用希望者等（任用又は雇用に関し、必要がある者）に限定するよう運用。
- ・ 「業務マニュアル」を策定し、適切な利用条件や利用場面の限定、安全管理措置、事故発生時の報告などを徹底。
- ・ 組織内で当該データベースを使用できる者を採用責任者等に限定。ユーザーの操作ログを監視し、適正な利用を指導。